

○財務省告示第六百二十三号

省令第三十号（昭和五十七年大蔵  
成十五年九月二十二日に発行した利付国債の発行  
条件等を次のとおり告示する。

平成十五年十月九日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記 利付国庫債券（二年）（第二百十

二回）

二 発行の根拠 財政融資資金特別会計法（昭和

の法律及びそ 第二十六年法律第一百一号）第十一

の条項 条第一項及び国債整理基金特別

会計法（明治三十九年法律第六

号）第五條第一項

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

用等 成十三年法律第七十五号。以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、価格競争入札におい

て定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行価格

とするものによる発行（以下「

非競争入札発行」という。）

五 募入決定の

方法

イ 価格競争

各申込みのうち応募価格の高い

入札発行	非競争入	札発行	札発行	競争額	金額	発行	発行	発行	発行	発行	発行	発行	発行	発行	発行	発行	発行	発行	
ものからその応募額を順次割り	当てる。応募額を案分により	割り当てる。	額面金額で一兆七千九百三億円	うち、財融資金特別会計法	第十一条第一項の規定に基づき	発行した利付国債について	金額を一つは、発行した利付国債に	定むべき発行した利付国債に	ついで、額面金額で一兆四千	三百四十七億四千五百円	国債整理基金特別会計法第五条	第一項の規定に基づき発行した	利付国債について、額面金額で	九十七億七千七百円	一兆七千九百八億三千四百四十	二万七千九百七十二万三千百	九十七億七千九百七十二万三千百	五万円	振替単位
の記載又は記録は、最低額面金額と	す。整数倍の金額によるものと	の記載又は記録は、最低額面金額と	平成十五年九月二十二日	発行価格	発行価格	発行価格	発行価格	発行価格	発行価格	発行価格	発行価格	発行価格	発行価格	発行価格	発行価格	発行価格	発行価格	発行価格	
ものからその応募額を順次割り	当てる。応募額を案分により	割り当てる。	額面金額で一兆七千九百三億円	うち、財融資金特別会計法	第十一条第一項の規定に基づき	発行した利付国債について	金額を一つは、発行した利付国債に	定むべき発行した利付国債に	ついで、額面金額で一兆四千	三百四十七億四千五百円	国債整理基金特別会計法第五条	第一項の規定に基づき発行した	利付国債について、額面金額で	九十七億七千七百円	一兆七千九百八億三千四百四十	二万七千九百七十二万三千百	九十七億七千九百七十二万三千百	五万円	振替単位
の記載又は記録は、最低額面金額と	す。整数倍の金額によるものと	の記載又は記録は、最低額面金額と	平成十五年九月二十二日	発行価格	発行価格	発行価格	発行価格	発行価格	発行価格	発行価格	発行価格	発行価格	発行価格	発行価格	発行価格	発行価格	発行価格	発行価格	

十 十  
三 二

の 経 利  
払 過  
込 利  
み 子 率

(一) 年 ○・二パーセント  
は、募入決定の通知を受けた者  
は、払込金額に追加の算  
式により算出した金額を第二  
十号に規定する期日に払い込  
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.2}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二)

発行時において、その利子に  
係る所得税が源泉徴収される  
ものとして振替口座簿中の口  
座に記載又は記録されるもの  
に就いては、前記(一)の算式に  
より算出した金額から当該金  
額に百分の二十を乗じた金額  
（たただし、当該国債を発行時  
に、又は外国取得者がある場  
合、又は前記(一)の算式によ  
り算出た金額に(一)の算式に  
した金額に(一)の算式による  
外国法人が適用を受ける所得  
税の税率を乗じた金額）を控  
除するものとすることができる。  
平成十六年三月二十日を以  
て、前記(一)の算式に  
と、金額を算出するときは、  
金額を支払うとき、  
が銀行休業日に当たるときは、  
その翌営業日に支払うこと  
とする。及び第十六号において  
規定する期日について同じ。

十 四

初 期  
利 子

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十 五

後 第  
の 二  
利 期  
子 以

毎年三月二十日及び九月二十  
日を以て、各支払期において

二 十 十 十 十  
十 九 八 七 六

払 者 入 払 元 償 償  
込 札 場 利 還 還  
期 参 所 金 金 期  
日 加 支 額 限

平 財 日 額 平 利 て  
成 務 本 面 成 子 、  
十 大 銀 金 十 支 そ  
五 臣 行 額 七 払 の  
年 か 円 年 九 う 日  
九 通 につ 月 月 以  
月 知 つき 二 前  
二 を 百 十 六  
十 受 円 日 月  
二 け 間  
日 者 円 日 間  
に  
属  
す  
る